

## 中小企業信用保険法第2条第5項第8号の認定申請について

## 【対象となる中小企業者】

金融機関が整理回収機構（RCC）に貸付債権を譲渡したことにより、借入れの減少等が生じているため、経営の安定に支障が生じている中小企業者のうち、その事業の再生が可能と認められる中小企業者

## 【申請書様式8】

※ RCCに対して貸付債権の譲渡がなされる前に、取引金融機関から「返済条件の変更」を受けている場合は、認定対象とはなりません。

債務の「返済条件の変更」とは、以下のような事例となります。

- (1) 当初期日は変更せず、毎月の返済額を軽減し、残額を期日一括返済とすること
- (2) 期限を延長し、毎月の返済額を軽減し、均等返済とすること
- (3) 期限を延長し、毎月の返済額を軽減し、残額を期日一括返済とすること
- (4) 据置期間を延長すること

## 【申請書類】

「提出書類チェックシート」に記載されている書類を提出してください。

控えが必要な場合は、御自身で写しを取ってから御申請ください。

また、認定後、虚偽の申請等により、認定要件が満たされていないことが発覚した場合は、認定を取り消す場合がありますので、御注意ください。

## ＜申請の際の注意点＞

- ・ 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ・ 認定書の有効期間はありますが、認定日から30日以内に金融機関又は信用保証協会へお申し込みください。
- ・ 申請の際に、申請者様の業種や売上高等について、ヒアリング等で確認させていただきます。
- ・ 受付時間は平日の8時30分～12時、13時～17時までとなります。審査・認定には時間がかかりますので、受付終了時間の30分前にはお越しくください。

【認定窓口】お近くの窓口へお越しくください。

◆川崎市経済労働局 金融課 電話：044-544-1846

川崎市幸区堀川町66-20 川崎市産業振興会館5階（JR川崎駅・京急川崎駅下車）

◆川崎市経済労働局 中小企業溝口事務所 電話：044-812-1112

川崎市高津区溝口1-6-10 てくのかわさき3階（JR武蔵溝ノ口駅・東急溝の口駅下車）